【手数料を納付書で支払う場合】

高圧ガス製造施設の保安検査申請について

１　第一種製造者は、その保有する高圧ガス製造施設ごとに保安検査を受検する必要があります。

　　第一種製造者は、その保有する高圧ガス製造施設について、１年に１回（その高圧ガス製造施設がＣＥである場合は、３年に１回）保安検査を受検する必要があります。

保安検査申請書は、保安検査の受検を希望する日の一ヶ月前までに提出してください。

　　なお、高圧ガス保安法第３５条第１項但書により、指定保安機関による保安検査を実施した第一種製造者は、その旨を都道府県知事に届け出ることによって、鳥取県知事による保安検査に代えることができます。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 保安検査申請書（様式第３８）、（様式第３７） | 1 |  |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。**  **（詳細は下記３を参照）** |

※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

　○処理能力により手数料額は異なります。詳細は、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「高圧ガス保安法関係手数料早見表」を参照ください。ご不明の点は、下記申請先に問い合わせください。

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第３８（一般則第７９条、第８０条）

様式第３７（液石則第７７条、第７８条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保安検査申請書 | 一　般  液　石 | ×整理番号 |  |
| ×検査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×許可番号 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 製造施設完成検査  の年月日 |  | | |
| 前回の保安検査の年月日 |  | | |
| 備考 |  | | |

　　 年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考　　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は記載しないこと。